

社団法人 青い森農林振興公社

1 マネジメント評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価		所管課評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)経営理念・基本目標・中長期経営計画、提言への対応	A	A	A	A
(2)事業内容等	A	B	A	B
(3)組織体制等	A	B	A	B
(4)事業遂行の効率性・有効性	A	B	A	B
マネジメント評価総合	A	B	A	B

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

当公社の業務は全て営利を目的としたものではなく、国、県の助成制度を受けて行っている事業である。公社の自主財源は、農地保有合理化事業に係る手数料と基本財産の運用収入のみであり、その他の人件費、管理運営費は、国、県からの補助金等でまかなわれている。そのため、事業の展開は、制度に基づいて実施されているものであり、一定の枠の中で事業が展開されているが、事業実施に当たっては、より効率的な事業展開を心がけている。また、昨今の厳しい財政事情を勘案し、需要に見合った適正な経営を展開することとしている。

2 財務評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)フローチャートによる評価	C	A
(2)財務分析比率による傾向	+	++

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

昨今の財政事情を勘案すれば、より需要にあった適正規模、内容での事業展開を図りたい。

3 今後対処すべき課題

公社等コメント	所管課コメント
1 当公社の業務は、行政運動の中で実施されており、自ずから補助事業等による制約がある。 よって、公社独自の事業展開は、自主財源から見て厳しいものがあり、基本的には、現在担っている業務を適正に実施することを第一義としている。	1 農地保有合理化事業については、長期間保有している農地の早期売却と小作料等の未収金の回収に全力で取り組むとともに、一時貸付事業と小作料一括前払事業は、公社にとってリスクが大きいことから、段階的に縮小するなど、経営の健全化を図っていく必要がある。
2 また、よりコストのかからない効率的な業務運営を展開することとしている。	2 県が進めている「行財政改革」にかんがみ、分収造林事業の保育に係るコスト削減については、公社が自発的にかつオリジナリティー豊かな取り組みをするよう期待する。
	3 公社運営全般について、事務の効率化を図り、経費の削減に努める必要がある。

#### 4 公社等経営評価委員会のコメント

本法人と所管課のマネジメント評価は、概ね妥当である。

なお、個々の評価項目については、経営の数値目標を設定してそれをベースにして分析しコントロールするという(2)「事業内容等」の評価項目、  
、  
が評価「3」になっているので、一層の管理努力をしてほしい。また、事業の広報活動(情報公開も含む)に関してもさらに強化してほしい。

分収造林事業については、事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきであるが、その検討の前提として、木材単価の変動等各種要因を精緻化した分収造林事業の長期収支試算(平成15年度の長期収支試算は、164億円の赤字予想)が必要である。

さらに、移行に当たってはさまざまな課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入ってほしい。

農地保有合理化事業については滞納小作料回収、長期保有地の処分のタイムスケジュールと数値目標を立てる必要がある。滞納小作料回収については、法的措置を今まで実施していない等回収手続が徹底していない点があるので、債権管理を適正化することにより回収率の向上に努めてほしい。また、長期保有地の実勢価格に基づいた含み損の把握及び売買価格の柔軟な対応による早期処分への検討にも取り組んでほしい。

昨年も指摘したことであるが、農地を買い取って一定期間本法人が保有する一時貸付事業については経営上のリスクが大きいことから、この事業方式の長期的な廃止を含めた検討をすべきである。

財務評価については「A」評価となっているが、以下のことを指摘することができる。

即ち、分収造林事業に関しては、事業の全てを借入金と補助金で賄う事業構造であり、借入金(総額約330億円)の返済原資である将来の事業収入(立木伐採収入)が不確定であること、また、この借入金に対しても県の損失補償(136億円)があり、県が過大なリスクを負担した事業であることを考慮すると、形式上の評価結果「A」を甘受することなく、県行造林に移行するまでは、引続き経費削減策の徹底・間伐等の収入確保対策を進める必要がある。

また、経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割を担う「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくことを当委員会は求めるものである。

# 法人の概要

6月1日 現在

法人の名称	社団法人 青い森農林振興公社	代表者職氏名	理事長 秋谷 進	所 管 課	農林水産部構造政策課
設立年月日	昭和46年4月13日	事務所の所在地 (電話番号)	〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号(青森県共同ビル6階) 017-773-3131		

## 組織構成

理事・役員数	常勤 1 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 13 名	合計 14 名
監事・監査役数	常勤 名	(県派遣) 名	(県OB) 名	非常勤 3 名	合計 3 名
職 員 数	常勤 38 名	(県派遣) 19 名	(県OB) 1 名	非常勤 25 名	合計 63 名

臨時職員は非常勤に含む。

## 基本財産・資本金等

	うち県の出資等額		県の出資等比率
基本財産・資本金	10,200 千円	5,100 千円	50.0 %
基 金	298,000 千円	298,000 千円	100.0 %
合 計	308,200 千円	303,100 千円	98.3 %

## 主な出資者等の構成(出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)	氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	5,100	50.0	6 八戸市	160	1.6
2 弘前市	240	2.4	7 五所川原市	140	1.4
3 十和田市	200	2.0	8 木造町	140	1.4
4 青森県信用農業協同組合連合会	200	2.0	9 東北町	120	1.2
5 青森市	160	1.6	10 青森県森林組合連合会	100	1.0

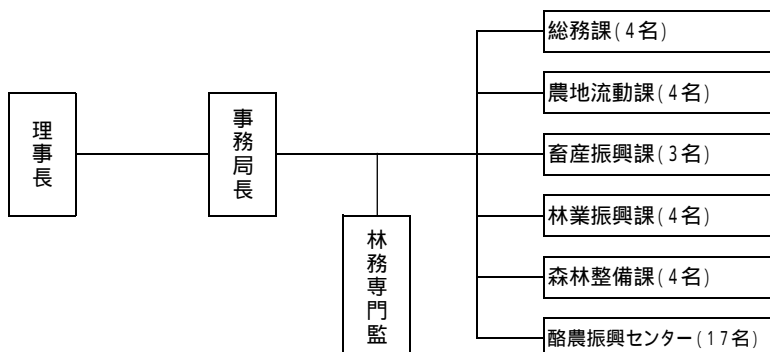
## 会 員 数(社団法人対象)

区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人	78			78
個 人				0

## 寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 ( 年 月 月より)	無
指定寄付金の有無	有 ( 年 月 日~年 月 日)	無

## 組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



## 設立目的

青森県内において、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業、森林の造成及び整備に関する事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資することを目的とする。

## 設立の背景

1 国では、「農業経営の規模拡大と農地の集団化」を促す機関が必要であるとの考えから農地保有合理化法人(非営利団体)を県段階に設立することとし、昭和45年10月に農地法を改正した。  
これを受け昭和46年4月に県、67市町村、農業団体の出資を得て、青森県農村開発公社を設立し、農地保有合理化事業(農地の売買・貸借の仲介等)の事業を実施し、平成15年4月1日に青い森農林振興公社に改組した。

2 また、国では、森林所有者の所得の低下等により造林事業が停滞したため、公的造林資本を導入し、計画的に森林を造成するため昭和33年分収造林特別措置法を制定した。  
県では、同法に基づき昭和45年4月に財団法人青森県造林公社(平成10年4月財団法人青い森振興公社)を設立し、分収造林事業を実施したが平成15年3月に解散し、平成15年4月に社団法人青い森農林振興公社に業務を引き継いだ。

3 当公社は、農地保有合理化事業等を実施する「青森県農村開発公社」(昭和46年設立)の業務のほか、分収造林と林業労働力確保事業を実施する「青い森振興公社」の業務、更には乳用雌子牛の預託事業を実施する「青森県酪農振興センター」(昭和44年設立)の運営管理業務を受託する機関として、平成15年4月に発足した。

## 事業内容

- 1 農地保有合理化の促進に関する事業
- 2 農業構造の改善に資する事業
- 3 農業用施設等の建設及び整備等に関する事業
- 4 農村地域工業等導入に関する事業
- 5 水田営農活性化対策に関する事業
- 6 青年等の就農支援に関する事業
- 7 森林の造成及び整備に関する事業
- 8 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- 9 森林・林業に関する普及啓蒙に関する事業
- 10 林業経営、技術の指導等、林業振興に関する事業
- 11 林業労働力の確保の促進に関する事業
- 12 青森県酪農振興センターの管理運営の受託に関する事業
- 13 畜産経営の改善支援等に関する事業

# マネジメント

## 1 経営理念、中・長期経営計画

### (1) 経営者の経営理念・基本目標等

当社の業務は、国、県の施策と連動し本来であれば県が実施すべきものを法令、条例等を根拠に実施されているところに大きな特徴がある。

- 1 具体的な業務内容としては、
  - (1) 将来とも農業を担う効率的かつ安定的な担い手いわゆるプロの農業者を育成すべくこれらの者の経営規模拡大を支援する農地の売買、貸借、資金貸付等の農地保有合理化業務
  - (2) 地域単位で畜産の振興を図るべく農家、市町村の委託を受け国の補助事業を導入しての草地造成、畜舎建設、堆肥処理施設の整備を進める公社営畜産基盤整備事業
  - (3) 優良な木材の生産、環境浄化材としての森林造成、整備を計画的に進めるため一般の土地所有者の協力を得て実施している公社営分収造林事業や林業労働力確保、支援業務
  - (4) 酪農農家の経営合理化を支援する乳用牛預託業務
 等に取り組んでいる。
- 2 これらの業務は、平成15年3月までそれぞれ独立した機関、「農村開発公社」、「青い森振興公社」、「肉用牛開発公社」で行われていたが公社統合の一環として平成15年4月に一元化されたものである。
- 3 これらのことから当社の業務は、広義には、農業・林業の振興という意味では共通であるが、それぞれの業務の有機的な関連はない。
- 4 また、それぞれの業務が公益企業体としての制約の中で進められているものである。
- 5 業務を進める基本的な考え方としては、
  - (1) 県で実施するよりもコスト面を含め効率的に実施すること
  - (2) 企業体として円滑に業務を推進する組織体制を整備することを基本に公社業務を推進することとしている。

### (2) 前年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

(農村会計)

- 1 農地保有合理化事業については、15年度の実績が買入れと借入れの合計が342haとなっており、ほぼ前年並となっている。  
長引く景気の低迷、農業情勢の悪化等により、事業実績は全国的に減少傾向にあるが、このような中において、当会社では、事業の参加審査の厳正化や一時貸付事業の見直しを図っており、今後とも受け手農業者の経営を重視した無理のない事業展開を図っていく。
- 2 一時貸付事業に参加している農業者に対する経営指導については、市町村・農協・普及センターなど関係機関の体制が整ってきており、指導強化に結びついている。  
さらに、農業用機械・施設リース事業や土地利用型大規模経営促進事業を活用した経営改善も功を奏している。
- 3 農地の集団的利用については、単なる量的な規模拡大ではなく、効率的で質的な規模拡大を推進する上からも、引き続き重点的に取り組んでいく必要がある。

(森林会計)

- 1 平成14年度末での面積10,240haの既存林地については、林分の状況に応じた施業を実施し、更なるコストの低減を図る。  
当初計画での保育面積2,245ha、予算額390,375千円に対し、コスト軽減等に努めながら実施した結果、2,337haと増加したものの事業費は、387,974千円に抑えることができた。
- 2 分収割合の見直し協議は、公有林(市町村、財産区)はもとより生産森林組合、会社法人等94の契約者を対象に行う。  
平成15年度は、個人有林を中心に198件の協議を実施した。結果については、67%の契約者が分収割合の変更に同意しないという非常に厳しい結果となっているが、契約者の意見を分析しながら、ねばり強く協議を継続していく。
- 3 多面的機能の高度な発揮が重要とされる森林で、市町村の斡旋に基づき、公社が森林所有者と受託により造林管理を実施する。  
県とともに市町村に対し受託事業のPRに努めたが、希望する森林所有者が現れず、造林管理が実施できなかった。
- 4 ボランティアによる森林整備の定着化を図るために、森林ボランティア養成研修を実施する。  
平成14年度に引き続きパンフレットの配布等により25名を募集したところ、多数の応募があり36名での研修会となった。  
安全管理講習のほか、植栽、下刈、除伐、枝打ち、間伐の各作業を4日間で実施し、最終的に30名の修了者を輩出することができた。殆どの修了者が今後も森林整備に携わっていきたい意向を持っていることからボランティアによる森林整備の定着化に向けて一定の役割を果たすことができた。
- 5 森林の持つ公益的機能を啓蒙するために、広く一般県民を対象に体験学習会を開催する。  
中弘南黒地区を中心とした66名の参加を得て、体験学習会「親子で森林づくり」を大鰐町で実施した。  
枝打ち作業を通じ、森林の持つ公益的機能や森林整備の重要性についての啓蒙普及に努めた。
- 6 農林漁業金融公庫借入利息の軽減について  
農林漁業金融公庫借入利息の軽減のため、66億円の借換を実施し、当該利息2.6億円を軽減した。

### (3) 当年度における経営者の経営目標

(農地保有合理化事業等関連)

平成16年度においては、最近の厳しい農業環境の中で公社事業利用者農家の経営改善の支援と公社経営の健全性を確保するため、合理化事業の計画的で無理のない利用を推進することとし、

- (1) 個別的な農地流動化から地域ぐるみの面的集積
- (2) 規模拡大するプロの農業者の育成支援
- (3) 一時貸付タイプ事業と小作料の一括前払事業の適正な展開

などに積極的に取り組むこととする。

また、公社営畜産事業については、「家畜排せつ物法」に基づき、平成16年10月末までに、畜産環境施設整備を早急に必要なことから畜産基盤再編総合整備事業及び資源リサイクル畜産環境整備事業の展開を積極的に図るほか、酪農振興センターの管理運営業務の預託牛育成業務等を効率的に推進する。

(公社営分収造林事業等関連)

市場価格(木材価格)に左右される当社の収支は、現在非常に厳しいことが予想されることから、将来計画的に収入を得るための検討をするとともに、経営安定のため

- (1) 平成15年度末での面積10,240haの既存林地については、林分の状況に応じた施行を実施し、更なるコスト低減を図る。
- (2) 分収割合の見直しの協議は、個人有の契約者198名を対象に行う。
- (3) 多面的機能の高度な発揮が重要とされる森林で、市町村の斡旋に基づき、公社が森林所有者と受託により造林管理を実施する。
- (4) ボランティアによる森林整備の定着化を図るために、森林ボランティア養成研修を実施する。
- (5) 森林の持つ公益的機能を啓蒙するために、広く一般県民を対象に体験学習会を開催する。
- (6) 分収造林の間伐による収益性の確保について、試験的な取組みを進める。

### (4) 中・長期経営計画の状況

計画の策定状況	( 15年度 ~ 21年度 )	前年度までに策定済
		当年度策定

## 2 事業内容等

### (1) 当年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益区分	直営・委託区分	金額(千円)	全体事業費に占める割合(%)	事業内容	
農地保有合理化事業	補助事業	公益	直営	4,419,687	65.8%	公社が買い入れ又は借り入れた農用地を認定農業者等に売り渡し又は貸し付けて、担い手への農地の集積を図る。	
土地利用型大規模経営促進事業	補助事業	公益	直営	82,449	1.2%	経営規模の拡大を図る認定農業者の負担を軽減するため、大規模助成金を交付する。	
新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業	補助事業	公益	直営	9,470	0.1%	就農相談や資金の貸付けなど県から指定されている青年農業者等育成センター業務の円滑化を図る。	
就農支援資金貸付事業	補助事業	公益	直営	59,143	0.9%	青年等の新規就農を支援するため、研修及び就農準備に要する就農支援資金の貸付けを行う。	
新規就農促進資金貸付事業	補助事業	公益	直営	44,010	0.6%	新規就農者の円滑な経営開始を支援するため、促進資金の貸付けを行う。	
新規就農促進事業	補助事業	公益	直営	3,237	0.0%	新規就農予定者の先進農家での研修や新規農業者の農地取得に対する支援を行う。	
畜産基盤再編総合整備事業	補助事業	公益	直営	500,105	7.4%	草地及び牛舎等の畜産基盤の整備を総合的に実施し、畜産主産地の再編整備を図る。	
資源リサイクル畜産環境整備事業	補助事業	公益	直営	370,261	5.5%	総合的な畜産経営の環境整備を行うため、堆肥化処理施設の建設等を実施し、地域資源のリサイクルシステムの構築に資する。	
分収造林事業(直接事業)	自主事業	公益	直営	312,979	4.7%	分収造林地の保育作業及び造林・間伐用道路の開設・補修を行う。	
分収造林事業(間接事業)	自主事業	公益	直営 委託	直: 8,427 委: 2,967	0.1% 0.0%	造林地毎の森林資源現況を調査し、森林簿、森林図を作成する。分収造林事業の契約延長に伴う変更契約及び登記を行う。次年度以降の間伐対象林分の調査を委託にて行う。	
分収林整備高度化事業	補助事業	公益	直営	1,138	0.0%	分収林事業の契約延長を図るため、契約者と協議を行う。公社が行う森林整備事業に対して県民の理解を得るため、ボランティア等県民参加の森林整備を推進する諸活動を展開する。	
青い森ボランティア事業	受託事業	公益	直営	1,350	0.0%	森林ボランティアリーダーの養成を行う。	
森林整備担い手確保支援対策事業	補助事業	公益	直営	3,200	0.0%	林業労働力の確保及び促進を図るための林業労働力育成協議会を開催、若年林業従事者を対象とし、専門的な知識・技能を習得させるための研修を行う。	
林業労働力災害防止対策事業	補助事業	公益	直営	975	0.0%	林業労働災害の未然防止のための安全巡回指導・救助訓練並びに蜂毒に対する抗体検査及び振動障害に係る特殊健康診断に要する経費の助成等を行う。	
森林整備担い手対策推進事業	補助事業	公益	直営	27,570	0.4%	林業労働の安全衛生の確保・福利厚生の充実を図るため、青森県森林整備担い手対策基金の運用益によるチェーンソー業務従事者の安全衛生教育・林業退職共済掛金、労働保険掛金及び職業病健康診断への助成等を行う。	
地域林業雇用改善促進事業	受託事業	公益	直営	10,688	0.1%	厚生労働省との委託契約により、林業事業体の雇用管理の改善に要する指導・相談、労働対策に関する研修、情報提供等を行う。	
酪農振興センター受託事業	受託事業	公益	直営	173,318	2.6%	県との委託契約により乳用牛の飼養管理業務(周年・夏季預託)及び粗飼料生産業務を行う。	
畜産関係団体運営基盤強化基金事業	自主事業	公益	直営	8,538	0.1%	酪農経営合理化の情報提供等を行う。	
公益事業支出		6,718,508	千円	直営事業支出		6,715,541	千円
収益事業支出			千円	委託事業支出		2,967	千円
当期支出(+)		6,718,508	千円	当期支出(+)		6,718,508	千円
/		100.0	%	/		100.0	%

## (2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
農地保有合理化事業				公社介入農地の買入・借入面積420ha
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	402ha	359ha	342ha	公社の適正な介入により、担い手への農地集積を図る。

事業名				目標値
畜産基盤再編総合整備事業				草地造成・整備面積 20ha、堆肥舎8棟、牛舎2棟
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	91.6ha	28.6ha	14.9ha	飼料自給率の向上を図るとともに畜産農家の経営基盤の強化に努める。

事業名				目標値
資源リサイクル畜産環境整備事業				鶏ふん乾燥処理施設2棟ほか
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	—	測量試験一式	鶏ふん乾燥処理施設等5棟	家畜排泄物処理施設の整備により、資源リサイクルシステムの構築に資する。

事業名				目標値
分収造林事業(直接事業費)				保育作業 1,711.8ha 作業路 4,950m
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	植栽:50ha 保育:2,673ha 作業路:9,506ha	22ha 2,100ha 12,019ha	0ha 2,336ha 13,215ha	各種作業における経費節減を図る。

事業名				目標値
森林整備担い手対策推進事業				労働安全衛生再教育講習会 2地区150名
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	2地区150名	2地区146名	2地区153名	林業労働者の安全衛生の確保・福利厚生充実等を図る。

事業名				目標値
酪農振興センター受託事業				預託牛 周年274頭、夏季100頭
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	周年295頭 夏季133頭	周年250頭 夏季117頭	周年249頭 夏季126頭	県の預託牛受入計画による。



## (3) 主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	前々年度再委託金額		前年度再委託金額	
		前々年度再委託金額	前々年度受託事業費	前年度再委託金額	前年度受託事業費
			/		/
合 計		0		0	
		0		0	

## (4) 直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
直営事業支出額	5,340,169	7,694,071	6,924,378
委託事業支出額	4,761	4,431	5,351
当期支出額( + )	5,344,930	7,698,502	6,929,729
/	99.9%	99.9%	99.9%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

## (5) 公益事業と収益事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
公益事業支出額	5,344,930	7,698,502	6,929,729
収益事業支出額			
当期支出額( + )	5,344,930	7,698,502	6,929,729
/	100.0%	100.0%	100.0%

## (6) 実施事業の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)
PRパンフレットの作成	H16.3	パンフレット	事業内容のPR

## (7) 類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。

### 3 組織体制等

(1) 役職員数(6.1現在)

(単位:人)

項目	前々年度	前年度	当年度
常勤役員	県派遣職員		
	県職員OB	3	1
	民間からの役員		
	プロバ-職員		
	小計	3	1
常勤職員	県派遣職員	25	19
	県職員OB	6	1
	プロバ-職員	24	18
	小計	55	38
非常勤役員	県・市町村関係	19	11
	民間からの役員	14	5
	小計	33	16
非常勤職員	県職員OB	5	15
	その他の職員	1	1
	小計	6	16
臨時職員	13	9	9
計( ~ )	110	80	80

(2) 職員の年代別構成(6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員	9	3	5	1		18
県派遣職員	8	4	6	1		19
県職員OB	1					1
非常勤職員	16					16
臨時職員	3		1	5		9
計	37	7	12	7	0	63

(3) 職員の勤続年数別構成(6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員	2	1	1	4	10	18
県派遣職員					19	19
県職員OB					1	1
非常勤職員				1	15	16
臨時職員					9	9
計	2	1	1	5	54	63

(4) 役職員の見直し内容

前々年度	前年度	当年度
<p>理事長の充て職を廃止し、常勤とした。(併せて、副理事長、専務理事を廃止。) また、監事については、うち1名を社員以外の会計事務に精通した者(税理士)とした。</p>	<p>県職員の職にある理事については、従来の農林水産部長から各所管課長(構造政策課長、畜産課長、林政課長)とした。 また、市町村並びに農林関係団体の理事については、その代表者から、実務に精通した役職員に変更した。</p>	

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系	1 有 ( 年 月予定)
② 県の給与体系を準用	② 無
3 その他 ( )	3 その他 ( )

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定が記入してください。

--

(6)経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
① 自ら積極的に公開している 2 情報開示請求等があれば公開している 3 その他( )	① 貸借対照表 ② 損益計算書、収支計算書等(概要のみも可) ③ 事業内容、計画等 4 その他( )	1 事務所等に備え付け ② 広報誌、新聞等、インターネット、公告 ③ 議会において説明等 4 その他( )	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7)内部監査(当該業務担当者以外の者による相互監査)の実施状況

	支出事務	契約事務	財産管理事務
1. 内部監査規程の名称	公認会計士による中間、決算監査及び監事監査	同左	同左
2. 実施頻度	中間監査(年1回) 決算監査(年1回) 監事監査(年1回)	同左	同左
3. 内部監査で指摘された事項	・フロー式正味財産計算書への移行	同左	同左

(8)職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
都道府県農業公社新任職員研修	(社)全国農地保有合理化協会	2	平成16年度
都道府県農業公社経理研修会	(社)全国農地保有合理化協会	1	平成16年度
公益法人実務研修会	(社)公益法人協会	1	平成16年度
都道府県農業公社中堅職員実務研修	(社)全国農地保有合理化協会	1	平成16年度
都道府県農業公社役員・幹部職員研修	(社)全国農地保有合理化協会	2	平成16年度

(9)人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
へ 名派遣	
へ 名派遣	
へ 名派遣	
青森県 から 19 名受入	平成16年度
から 名受入	
から 名受入	

4 マネジメント評価 ( 5段階評価 5:非常に良い 4:良い 3:普通 2:悪い 1:非常に悪い )

当法人は、「大規模民法・特別法法人」に該当 する ・しない

(1) 経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 経営者の経営理念・基本目標を単に訓示する等にとどまらず、日常の経営活動の中で周知徹底しています。	4	4
(全法人) 事業対象について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを経営活動に活かすシステムがあります。	3	3
(全法人) 中長期経営計画と県の政策との整合性について、県の所管部局と十分に協議しています。	5	5
(大規模民法・特別法法人) 中長期経営計画の策定に際して、収支の相関関係をシミュレーションして設定しています。	4	4
(全法人) 中長期経営計画に基づき、年度別、事業別に経営数値目標を作成しています。	4	4
(全法人) 外部経営環境(社会経済動向・同業他法人の経営活動)の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがあります。	4	4
(全法人) 中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがあります。	4	4
(全法人) 公社等経営評価委員会等の第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施しています。	4	4
	<b>総合評価</b>	<b>A</b>

公社等コメント	所管課コメント
(「公社が自立的な経営を実践するため、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要があるか。」について、コメントしてください。 必要がある場合、「経営の裁量権の幅の拡大について、県の所管課に要求するなど、具体的に行動しているか。」について、コメントしてください。)	
1 当社の業務は、国の施策と連動し、本来であれば県が実施すべきものを法令、条例等を根拠に補助事業等により実施されており、行政施策と密接に連動している。 2 このことから一定の枠の中で業務が実施されており、経営の裁量権の幅は、自ずから限定されている。 3 しかし、このような中においても、企業体としての業務を推進するため、具体的には、 (1)農地保有合理化事業関連では、農地の売買、貸借をより適正に実施するため、公社内に「農地保有合理化事業審査会」を設置し、案件の内容について、より、厳密な審査を進めている。 (2)また、公社分収造林事業については、経費の縮減を図るため、平成15年度で新植を中止したほか、森林整備の施業方法の見直し、農林漁業金融公庫資金66億円の借換をし、26億円の利息を軽減したほか、平成16年度も3億5千万円の借換をすることとしている。	1 農地保有合理化事業(農地の売買・貸借の仲介)については、国が定めた基準に基づいて事業を実施しているが、公社の裁量により手数料の徴収等を実施しているところであり、今後も公社の自立的な経営に向けて経営改善に努めていただきたい。 2 自主財源がなく、厳しい経営の中、経営改善のためにあらゆる方法を模索している姿勢については評価できる。今後は、既存の概念にとらわれない思い切った経営方法(列状間伐や巻き枯らし間伐の導入、優良造林地以外の枝打ちの中止等)についても検討していただきたい。

(2)事業内容等

評価項目	公社等自己評価	所管課評価
(全法人) 個別の事業の目標は、経営数値で具体化しています。	4	4
(全法人) 当該事業を遂行する上で必要な目標経営数値を設定するに際して、組織構成員が責任をもって参画しています。	4	4
(全法人) 個別の事業の目標経営数値と実績値を比較し、差異の原因分析をしています。	3	3
(全法人) 前項の原因分析に基づき対応策を策定し、それを実施しています。	3	3
(全法人) 個別の事業内容は、外部経営環境の変化に応じて見直ししています。	4	4
(全法人) 民間や他の団体が担える事業を実施していない。	5	5
(全法人) 実施事業の広報活動について、積極的に取り組んでいます。	3	3
(大規模民法・特別法人) 受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切です。	-	-
	<b>総合評価</b>	<b>B</b>

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 農地の売買、貸借等を行う農地保有合理化事業は、現在、国が検討を進めている「新たな食料・農業・農村基本計画」の中においても規模の大きいプロの農業者を育成することが基本的な課題として掲げられており、その果たす役割はますます大きなものとなっている。</p> <p>2 また、担い手対策業務として新規就農希望者に対する就農相談、資金貸付を行う新規就農対策事業(青森県青年農業者等育成センター(平成14年3月))を実施しているほか、林業の担い手を確保する林業労働力確保対策事業(林業労働力確保支援センター(平成15年4月))については、市町村、関係機関と密接に連携を取りながら強力な事業展開を図っている。</p> <p>3 公社分収林事業については、35年生林を対象に試験利用間伐を実施し、収入確保対策について検討することとしている。</p>	<p>(「当法人が行っている事業は、今後も全て継続すべきだと考えているか。」については、必ずコメントしてください。)</p> <p>1 農地保有合理化事業については、担い手農業者が無理なく経営規模拡大を行うために有効な手段であること、また、担い手農業者へ農地を集積することにより、優良な農地を確保するとともに、耕作放棄地の発生を抑制できることから今後も継続して実施すべきと考える。 なお、一時貸付事業と小作料一括前払事業については、公社にとってリスクが大きいことから事業量を段階的に縮小していく予定である。</p> <p>2 新規就農者に対する研修資金や就農初期段階の経費負担を軽減するための資金の貸付けについては、担い手農業者の高齢化や減少が進む中で、将来の担い手農業者を確保するために有効な対策であることから、今後も継続して実施すべきと考える。</p> <p>3 公社の経営する森林は、作業路密度も高いなど、他の民有林から見て優位な点もあることから、発注歩掛りの検討や団地化施業等、既存手法の抜本的な見直しによる経費節減を行い、収益のあがる間伐が実施されることを期待する。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等自己評価	所管課評価
(全法人) 事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター活用の妥当性について、評価システム(外部、設立団体、内部等)をもっています。	3	3
(全法人) 理事会は形骸化せずに、経営上の重要な事項(経営組織の変更、一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)について意思決定をするなど、有効に機能しています。	4	4
(全法人) 監事監査による具体的な指摘事項がなされたり、必要十分な時間により監査が実施されるなど、監事監査が実効性をもって実施されています。	4	4
(全法人) 目標経営数値を達成するため、業務遂行上の権限・責任が組織構成員に対して明確です。	3	3
(全法人) 県派遣職員及び県職員OBを必要最少限度にして、人事組織面において自主経営を確立しています。	4	4
(全法人) 内部統制のあり方を定期的に見直しています。	3	3
(大規模民法・特別法人) 組織が硬直化しないように、組織(課・係)の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っています。	4	4
(全法人) 同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っています。	3	3
(全法人) プロパー職員の役員・管理職登用を行っています。	4	4
(全法人) 役員報酬は経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	4	4
(全法人) 職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	4	4
(全法人) 適正な人事評価制度を導入しています。	4	4
(全法人) 職員に対する自己啓発の支援、及び研修等の教育システムを持っています。	4	4
(全法人) 職員の経営への積極的な提案を具体的に取り上げています。	4	4
(全法人) 経営情報等の情報公開を、県民に対し、積極的に行っています。	3	3
	<b>総合評価</b>	<b>B</b>

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 当公社は、平成15年度、農地保有合理化事業等を実施する農村開発公社と分収造林事業と林業労働力確保事業を実施する青い森振興公社が統合し、さらに、酪農振興センターの管理委託業務を受託し、業務が展開されているが、本年度は会計業務の効率的な業務運営を図るため、組織の見直しをしている。</p> <p>2 会計事務の効率化を図るため、総務課内の予算、決算、予算執行等の業務担当を見直し、内部牽制機能を発揮させながら会計業務の適正化を進めている。</p> <p>3 農地保有合理化事業の売買、貸借を適正に推進するため、内部に審査会を設け業務に取り組んでいる。</p>	<p>1 平成15年4月に統合したことにより、職員が削減されたこと等により経費の削減され統合の効果が現れている。</p> <p>2 農地保有合理化事業については、平成16年度、公社内にプロジェクトチームを設置し、小作料の回収等事業の円滑な推進に取り組んでおり、今後の成果が期待される。</p> <p>3 酪農振興センターの受託業務については、平成18年度からの指定管理者制度の導入をふまえ、業務体系の見直し、適正な人員の配置、運営費などの効率化を図っていく必要がある。</p>

(4) 事業遂行の効率性・有効性

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業遂行の効率性向上のため、事務処理の問題点の把握や原因分析を積極的に行っています。	4	4
(全法人) 把握された事務処理の問題点に対する改善を行っています。	4	4
(大規模民法・特別法人) 事業毎の収支管理を行っています。	4	4
(全法人) 管理費削減のために支出項目の分析を行っています。	4	4
(全法人) 管理費削減のために具体的な改善を行っています。	4	4
(全法人) 業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫しています。	3	3
(大規模民法・特別法人) 効率的かつ有効な業務遂行のために外部委託を行っています。	4	4
(大規模民法・特別法人) 外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確です。	4	4
(全法人) 取引相手先が固定化していない。	4	4
(全法人) 金融機関等に対する金利交渉等を行っています。	4	4
(全法人) 資金運用、投資先を定期的に見直ししています。	3	3
(全法人) 保有資産の含み損はない。	3	3
(全法人) 回収困難な債権が増加していない。	3	3
(全法人) 実践した施策遂行の結果を評価しています。	3	3
(全法人) 前項の評価を開示しています。	3	3
	<b>総合評価</b>	<b>B</b>

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 農地保有合理化事業の実施に当たっては、公社内部に審査会を設置し、売買、貸借に当たっての適格性のチェックをしている。</p> <p>2 農地保有合理化事業を進めるに当たり、毎年度、県の損失補償を得て金融機関から借り入れしているが、2金融機関と交渉し、国が示す基準金利より更に0.2%下げて借り入れしている。</p> <p>3 小作料の滞納が年々増加傾向にあり、長期保有地も大きな課題となっている。その回収に当たっては、プロジェクトチームを設置し、定期的に面談、督促を行っている。</p> <p>4 畜産事業の工事の発注については、予定価格を事前公表し、一括発注でコスト低減に努めている。</p> <p>5 分収造林事業については、農林漁業金融公庫からの借入金の借換を行い、利息の軽減を図っているほか分収割合を6対4から7対3に変更し、経営改善に努めていることとしている。</p>	<p>1 農地保有合理化事業については、平成16年度、公社内にプロジェクトチームを設置し、小作料の回収等事業の円滑な推進に取り組んでおり、経営の健全化に向けて、今後の成果が期待される。</p> <p>2 農地保有合理化事業に係る過去の利率の高い借入金については、低利な資金への借換えに努めるよう指導している。</p> <p>3 畜産事業に関するコスト低減や外部委託等の取組みについては、県として評価している。今後も事務の効率化に努め、経費削減を図っていく必要がある。</p> <p>4 分収割合の変更については、将来の収支に与える影響が大きいため、確実に事務を遂行するよう指導していく。</p>

# 財務

## 1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

### (1) 収支計算の概要

(単位: 千円未満四捨五入)

収入の部		前々年度	前々年度	前年度
ア	基本財産運用収入	805	566	9,192
イ	入会金収入			
ウ	会費収入			
エ	事業収入	1,969,790	2,673,047	2,383,311
オ	補助金等収入	2,058,181	1,535,551	1,373,298
カ	負担金収入	1,290	1,280	1,280
キ	受託収入	262,813	230,801	180,749
ク	寄付金収入			
ケ	運用財産受取利息			459
コ	雑収入	36,215	110,773	51,956
サ	基本財産収入			200
シ	固定資産売却収入	42	46,818	
ス	敷金・保証金戻り収入			
セ	借入金収入	4,615,296	3,087,089	8,634,810
ソ	特定預金取崩収入	163,131	170,500	240,541
タ	他会計受入収入	566,000	235,000	10,922
チ	当期収入合計	9,673,563	8,091,425	12,886,718
ツ	前期繰越収支差額	524,406	450,334	56,929
テ	収入合計	10,197,969	8,541,759	12,943,647
<b>支出の部</b>				
ト	事業費	3,202,904	2,979,518	2,830,884
ナ	管理費	318,990	853,568	484,903
	ニ (うち人件費)	260,636	572,624	348,685
ヌ	固定資産取得支出	200		
ネ	敷金・保証金支出	486,000		
ノ	借入金返済支出	4,576,840	4,190,751	9,448,780
ハ	特定預金支出	672,042	145,644	121,223
ヒ	他会計繰入支出	566,000	235,000	
フ	当期支出合計	9,822,976	8,404,481	12,885,790
ヘ	当期収支差額 チ - フ	149,413	313,056	928
ホ	次期繰越収支差額	374,993	137,278	57,857

### 注1 正味財産増減計算書より

#### 増加の部

マ	退職給与引当金取崩額	24,619	34,547	
ミ	その他の引当金取崩額	156,070	83,454	375,756

#### 減少の部

ム	固定資産除売却額	547,867	702,677	70
メ	固定資産減価償却額	14,670	1,246	851
モ	退職給与引当金繰入額	72,876	57,165	4,790
ラ	その他の引当金繰入額	177,434	79,272	67,999



### 注1 減価償却方法

(例:定額法による税法基準の償却率)

定額法による税法基準の償却率

償却過不足額	前々々年度	前々年度	前年度
償却不足額の当該年度分は <b>メ</b> に加味する。			

### 注2 退職給与引当金の引当方法

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

[算出方法]

年度末の給料月額 × 支給率 × 勤続年数 - 既引当額

[計上状況及び特定資金留保の状況]

1. 農村会計: 計上3,100,500円、引当預金額3,100,500円
2. 森林会計: 計上57,134,624円、引当不足額57,134,624円
3. 畜産会計: 計上1,506,420円、引当不足額1,506,420円(18.4月基金定期預金満期利息から引当)

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

### 注3 その他の引当金の種類と引当方法

引当金の名称	引当方法
合理化事業用地損失引当金	会社が農地保有合理化事業により保有する農用地の時価が取得原価(簿価)より下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合を除き、取得価額と時価との差額を計上。
貸倒引当金	農地保有合理化事業その他の関係事業の実施により保有する債権額に過去の貸倒率を乗じて算定する、債権ごとに個別に貸倒の可能性及び金額を見積もり算定する方法又はこれらを組み合わせる方法により算定して得た額を計上。
小作料減額引当金	会社が農地保有合理化事業の結果発生する小作料減額請求による損失に備えるため、同事業の実施により保有する小作料債権額に過去の減額請求率を乗じて得た額を計上。

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。

## (2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		前々々年度	前々年度	前年度
a	流動資産	7,945,007	6,739,501	4,654,245
b	固定資産	41,277,156	41,476,067	34,635,873
c	(うち基本財産 / 基本金)	1,324,500	328,000	308,200
d	(うちその他の固定資産)	39,906,174	41,148,067	34,327,673
e	資産合計	49,222,163	48,215,568	39,290,118
f	流動負債	3,213,495	2,647,047	556,706
g	(うち借入金)	1,083,903	1,812,679	0
h	固定負債	38,265,409	38,158,471	37,832,544
i	(うち借入金)	36,965,486	36,954,536	36,920,196
j	負債合計	41,478,904	40,805,518	38,389,250
k	正味財産	7,743,259	7,410,050	900,868
l	(うち当期増減額)	342,299	333,573	545,814

## (3) 内部留保金額

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
総資産額	49,222,163	48,215,568	39,290,118
(1) 財団法人における基本財産	20,000	20,000	0
(2) 公益事業を実施するために有している基金	794,000	794,000	794,200
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産	39,654,148	39,984,790	33,283,914
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	778,523	359,264	567,573
(5) 負債相当額	6,240,894	5,654,885	4,049,664
m 内部留保金額	1,734,598	1,402,629	594,767

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

## 財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

## (4)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	前々年度	対全体収入比 (%)	前々年度	対全体収入比 (%)	前年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国						
	県	1,538,614	15.9	1,513,848	18.7	1,369,290	10.6
	その他	519,567	5.4	21,703	0.3	4,008	0.0
	小計	2,058,181	21.3	1,535,551	19.0	1,373,298	10.7
	2のうち、自主事業に係る補助金収入					260,358	2.0
無利子借入金による 利息軽減額の長期 プライムレートによる 試算額 3	国						
	県					307,684	2.4
	その他					4,453	0.0
	小計					312,137	2.4
土地・施設等使用料 に係る減免額 4	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
受託料収入 5	国	7,800	0.1	8,754	0.1	10,487	0.1
	県	255,013	2.6	222,047	2.7	170,262	1.3
	その他						
	小計	262,813	2.7	230,801	2.9	180,749	1.4
債務保証・損失補償 6	国						
	県					17,192,826	133.4
	その他						
	小計					17,192,826	133.4
そ の 他 7	国						
	県						
	その他					287	0.0
	小計	0		0		287	0.0
合 計		2,320,994	24.0	1,766,352	21.8	19,059,297	147.9

## 1～7の具体的内容

- 1 農地保有合理化事業補助金、畜産基盤再編総合整備事業補助金、資源リサイクル畜産環境整備事業補助金、造林補助金、利子助成金、分収林整備高度化事業、林業労働力確保支援センター、公共牧場運営効率化対策事業費補助金等
- 2 造林補助金、利子助成金
- 3 農村会計分 県 (4,305,968/12)\*1.575=5,651,583円  
農村会計分 その他 (3,392,496/12)\*1.575=4,452,651円  
森林会計分 県 (230,119,228/12)\*1.575=302,031,988円
- 5 厚生労働省受託事業(国)、青い森づくりボランティア事業(県)、酪農振興センター管理運営業務(県)
- 6 農地保有合理化事業実施のための借入れに対する県の損失補償  
公社が借り入れする農林漁業金融公庫資金に対する県の損失補償(平成15年度施業転換資金の借換額6,596,970千円)
- 7 原子力立地交付金

## 2 財務分析

### (1) 損益計算書

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		前々年度	前年度	前年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	805	566	9,192
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	0	0	0
事業収入	エ	1,969,790	2,673,047	2,383,311
補助金等収入	オ	2,058,181	1,535,551	1,373,298
負担金収入	カ	1,290	1,280	1,280
受託収入	キ	262,813	230,801	180,749
寄付金収入	ク	0	0	0
運用財産受取利息	ケ	0	0	459
雑収入	コ	36,215	110,773	51,956
基本財産収入	サ	0	0	200
固定資産売却益(損)	シ - ム	547,825	655,859	70
退職給与引当金取崩額	マ	24,619	34,547	0
その他の引当金取崩額	ミ	156,070	83,454	375,756
小計	リ	3,961,958	4,014,160	4,376,131
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	3,202,904	2,979,518	2,830,884
管理費	ナ	318,990	853,568	484,903
固定資産減価償却費	メ	14,670	1,246	851
退職給与引当金繰入額	モ	72,876	57,165	4,790
その他の引当金繰入額	ラ	177,434	79,272	67,999
小計	ル	3,786,874	3,970,769	3,389,427
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	175,084	43,391	986,704

### (2) 独立採算過不足額計算書

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		前々年度	前年度	前年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	175,084	43,391	986,704
補助金等収入	1	2,058,181	1,535,551	
自主事業に係る補助金収入	2			260,358
利息軽減額の試算額	3			312,137
使用料減免額	4			0
独立採算過不足額( )	レ - 1 又は レ - 2 - 3 - 4	1,883,097	1,492,160	414,209

## (3)財務分析比率表

(単位:%・小数点1桁)

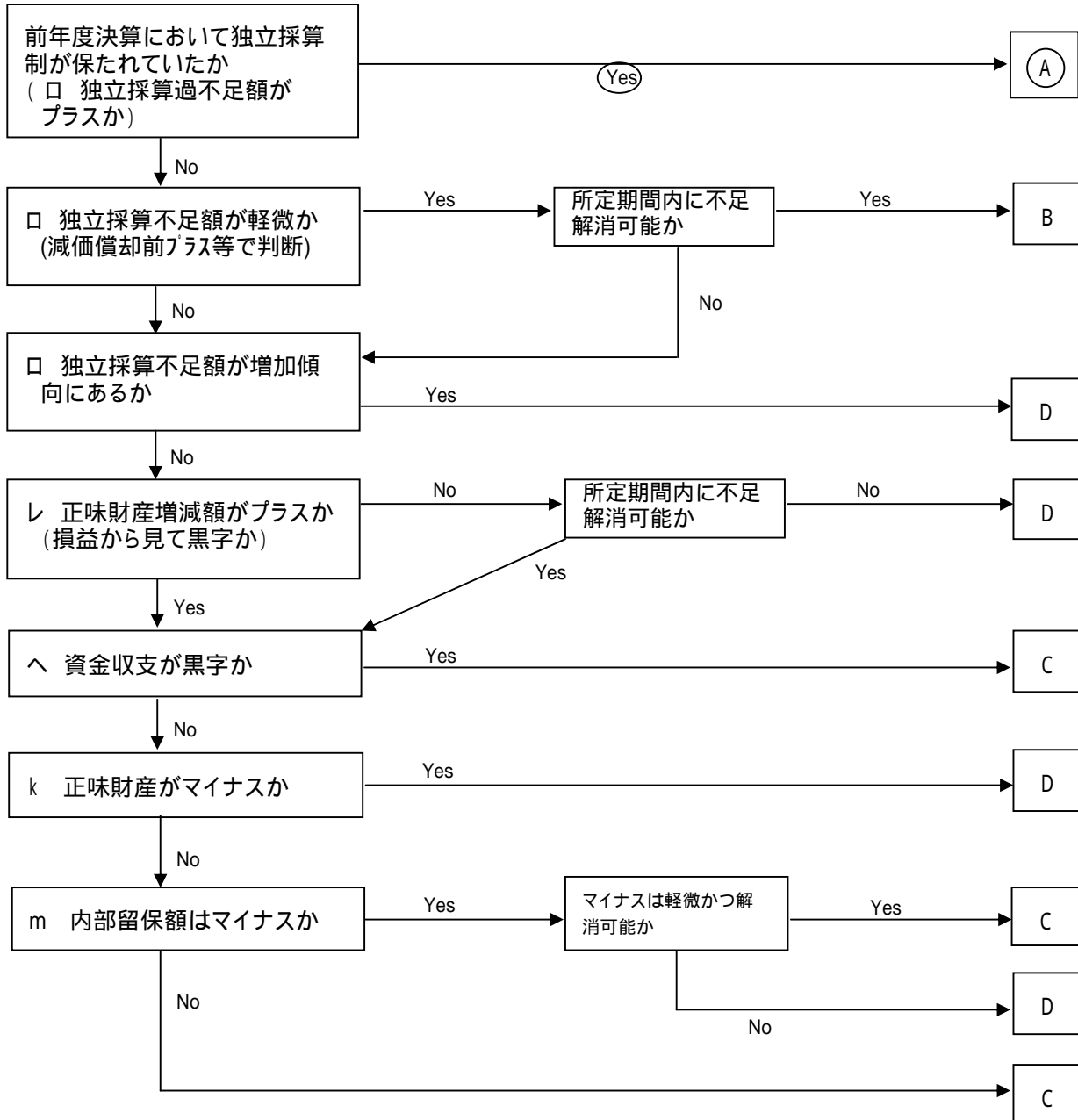
比率の名称	算式	前々々年度	前々年度	前年度	傾向 (前年度/前々年度)
<b>健全性</b>					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 収入合計	17.9	17.3	4.6	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 支出合計	3.2	10.2	3.8	
人件費比率	ニ 管理費(うち人件費) / ナ 管理費	81.7	67.1	71.9	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	75.1	76.6	94.0	
<b>採算性</b>					
独立採算過不足割合	ロ 独立採算過不足額 / (ト 事業費 + ナ 管理費)	53.5	38.9	12.5	
総収入対収支差額比率	ハ 収支差額 / ㊦ 収入合計	1.5	3.9	0.0	
1人当たり年間収入	㊦ 収入合計 / 総職員 (単位:千円)	125,631	126,429	201,355	
				上昇数	4
				横ばい数	0
				下降数	3
				評価	++

### 3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >

独立採算過不足額: 当期正味財産増減額から自主事業に係る補助金、無利子借入金による利息軽減額の長期プライムレートによる試算額、土地・施設等に係る減免額を差し引いた実質的な損益(p19)で、本県独自の指標。



A: 良好  
 B: 概ね良好  
 C: 改善を要する  
 D: 大いに改善を要する

## (2)財務評価に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 当公社の業務は全て営利を目的としたものではなく、国、県の助成制度を受けて行っている事業である。</p> <p>2 公社の自主財源は、農地保有合理化事業に係る手数料と基本財産の運用収入であり、その他の人件費、管理運営費は、国、県からの補助金等である。</p> <p>3 そのため、事業の展開は、制度に基づいて実施されているものであるが昨今の厳しい財政事情を勘案し、業務の適正な執行を図っており需要に見合った適正な経営を展開したい。</p>	<p>1 公社が実施している事業は、国・県の補助事業が主体であり、公社職員の人件費についても補助金、委託料、借入金等で賄われていることから、今後とも業務の効率化を図り、経費の節減に努めるべきと考える。</p>